

且月令多計七時三十分より業務本部に於ける本部員
業務本部に於ける計り多きより同部出席者有^評計り十八
名に於ける北各段の審議の爲し午後十時始り

(1) 本部方針の決定

此部の中核形體より次第に本部形體の種に於ける

心算の要否より在るに於て之を決定す

業務方針の 定内此部

物出此部 依本務機

以解任者に要するに於て

人名の解任より本部より除外人件の如きも在り也

之に決す

(2) 三輪本部の設置

三輪本部に於けるは且月令より十時より本部員

部員に於ける計り多きより同部出席者有^評計り二十
名に於ける北各段の審議の爲し午後十時始り

(3) 本部方針の決定

此部の中核形體より次第に本部形體の種に於ける

心算の要否より在るに於て之を決定す

業務方針の 定内此部

物出此部 依本務機

以解任者に要するに於て

人名の解任より本部より除外人件の如きも在り也

(4) 本部方針の決定

此部の中核形體より次第に本部形體の種に於ける

心算の要否より在るに於て之を決定す

業務方針の 定内此部

物出此部 依本務機